

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和8年3月2日(月曜日)
開 会 午前 9時57分
閉 会 午前10時08分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
委員 長 鋪 田 博 紀
副委員 長 江 西 照 康
委 員 柏 佳 枝
// 織 田 伸 一
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 金 谷 幸 則
// 舎 川 智 也
// 高 田 真 里
// 東 篤
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者
議 員 金 山 茜
// 野 上 明 人
// 福 田 敏 彦
// 金 井 毅 俊
// 大 島 満
// 谷 口 寿 一

議 員	市 田 龍 一
//	尾 上 一 彦
//	村 上 和 久
//	赤 星 ゆかり

6 説明のために出席した者

【財務部】

部長	刑 部 博 規
財政課長	越 村 真

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に久保委員、松井委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、大きな協議事項の1番目、追加議案についてであります。

このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど、財務部長から説明がありましたとおり、一般質問最終日である3月11日（水曜日）に条例案件1件が追加提出され、提案理由説明、議案質疑の後、所管の厚生委員会へ付託される予定ですので、御承知おき願います。

なお、追加議案の議案概要書についてはこの委員会終了後に、また、議案書については3月10日（火曜日）に配付いたします。

ここで、本追加議案に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

追加議案に対する質疑の通告期限については、議案質疑が行われる日の前日の正午までとなっております。

すので、3月10日（火曜日）の正午までとなります。

次に、討論の通告期限につきましては、各会派に配付させていただきました令和8年3月定例会諸会議日程等に記載してあります当初分の案件と同様、3月19日（木曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月23日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、大きな協議事項の2番目、3月定例会の運営についてであります。

1つ目の代表質問、一般質問について、初めに、代表質問については、4名の方から通告がありました。また、一般質問については、20名の方から通告がありました。

そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料1、資料2のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします

なお、改めて申し上げますが、代表質問の質問時間については、富山市議会自由民主党が60分以内、自由民主党及び公明党が25分以内、立憲民主党が20分以内となりますので、御承知おき願います。

次に、2つ目の追加議案についてであります。

去る1月26日の本委員会においてお示しした教育委員会教育長、監査委員、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員の5つの追加人事案件に加え、さきの議案説明会で説明がありましたとおり、包括外部監査契約締結の件が定例会最終日に追加提案される予定になっております。

この包括外部監査契約締結の件の議案書については、3月23日（月曜日）に配付されますので、御承知おき願います。

また、これらの件の議案質疑の通告については、議案質疑が行われる日の前日の正午までとなりますので

で、3月23日（月曜日）の正午まで、討論の通告期限については、3月23日（月曜日）の正午までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月23日（月曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おき願います。

なお、包括外部監査契約締結の件の委員会付託についてですが、所管の委員会の意向に基づくこととしております。

このため、この件については、所管の総務環境委員会で意向を決めていただくこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この協議結果につきましては、改めて委員の皆さんに御報告いたします。

次に、3つ目の請願について、今定例会に提出されたものではありませんでした。

次に、4つ目の意見書・決議についてであります。今定例会より、会派から提出される意見書（案）・決議（案）の提出期限を定例会初日の正午に改めております。

今回、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）については、お手元の資料3のとおり、意見書（案）4件であります。

これらにつきましては、3月17日（火曜日）の本委員会において協議することとなります。

それまでに各会派において、御検討いただきたいと思っております。

次に、5つ目の諮問についてであります。

今定例会において、当局から諮問案件が提出されておりますが、地方自治法の規定に基づき、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないこととされております。

そこで、議長は、補正分の議決日である3月12日の本会議において、諮問案件についても議決する意向を示しておられますので、あらかじめ御承知おき

ください。

次に、大きな協議事項の3番目、富山市議会委員会条例の一部改正についてであります。

このことにつきましては、今定例会において提案されております富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件等に伴い、来年度、出納局が設置されることから、委員会条例の一部改正が必要になるものであります。

そして、この改正案については、去る2月27日に開催されました各派代表者会議において、お手元の資料4の改正案のとおりとすることで了承が得られております。

そこで、この改正につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会最終日の3月24日（火曜日）、事務分掌条例の一部改正が可決された後に追加提案することとし、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員提出議案に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思っております。まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、3月23日（月曜日）の正午まで、討論の通告期限については、各会派に配付させていただきました令和8年3月定例会諸会議日程等に記載してあります当初分の案件と同様、3月19日（木曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月23日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。ここで、私からお伝えしたいことがあります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、今年で15年が経過いたします。

そこで、議長から、3月11日（水曜日）の本会議では、本市議会としても議場において弔旗を掲揚し、また、本会議の冒頭で議長席に着座にて哀悼の意を表した後に黙祷をささげたい旨の意向が示されておりますので、御承知おき願います。

次回の議会運営委員会は、3月17日（火曜日）、建設委員会終了後に行いますので、よろしく願います。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 8 年 3 月定例会
(令和 8 年 3 月 2 日)
議会運営委員会記録署名

委員長 鋪 田 博 紀

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 松 井 邦 人